

会 議 録

会議名称	令和3年度 目黒区特別職報酬等審議会（第2回）
日 時	令和3年11月8日（月）午後3時～午後4時
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、追川会長職務代理者、市毛委員、小川委員、奥山委員、 庄島委員、松崎委員、 （区側）総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第、第1回会議録 目黒区特別職報酬等審議会資料 1、2
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明 3 審議（質疑応答） 4 今後の進め方 5 閉会
内容及び 主な発言	<p>1 会長があいさつした。</p> <p>2 事務局から、配付資料（審議会の論点整理等）について内容説明を行った。</p> <p>3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 ただ今の説明について、何か質問はあるか。 ・ 会長 一般職員の給与は、減額となった場合、年度当初に遡及して減額を行わないのはなぜか。 → 条例上、不利益遡及を行うことはできないためである。 今回の人事委員会勧告に従い、特別給が減額となった場合は、4月に遡って減額を行うのではなく、条例改正後の給与から減額を行うこととなる。 ・ 会長 つまり、一般職員の支払能力等を考慮し、条例改正が確定した時点で返還請求を行うのではなく、今後支給される給与から差し引くことになるという認識でよいか。 → その通りである。

- ・ 委員
 目黒区のワクチン接種状況及び新型コロナ予防接種課の人員等の状況についてお聞かせいただきたい。
 → 目黒区は接種開始当初から、特別区の中でも高い水準で、ワクチンが必要とされる方々へ接種を推進してきた。3回目の接種に向けた準備を進めているところである。
 人員については、各部局から応援職員を集め、大会議室を保健所の執務室にするなどして対応しており、感染者の増減に応じて体制を変化させている。また、現場で接種を担当する医療従事者や委託事業者についても、感染状況や接種状況に応じて柔軟に体制変更を行っている。
- ・ 会長
 それでは、審議に入る。
 一般職員の期末手当について、特別区の人事委員会勧告を踏まえて、現在、労使交渉中とのことであるが、本日の配付資料には改定試算も示されている。
 これらを踏まえて、議員報酬及び区長等特別職の給料等について、職員に準じて、期末手当を改定すべきか否か、試算もご確認いただいた上で、皆さんの考えをお聞きしたい。
- ・ 委員
 2期連続でのマイナス改定となるが、現在の社会情勢や財政状況を踏まえると、やむを得ないと思う。ただし、先頭を切ってコロナ対策を講じているという面を強調し、全体の士気を下げないように答申してほしい。
 従って、今回の改定については、人事委員会勧告のとおり職員に準じたものとするのが適当であると思う。
- ・ 委員
 2期連続でのマイナス改定となり大変心苦しいところではあるが、改定試算に基づく答申とすることに異論はない。
- ・ 委員
 コロナ対策を最前線で行っているところを踏まえると減額となることは大変残念ではあるが、致し方ない。減額についてはやむを得ないという部分を強調し答申に盛り込んでほしい。
- ・ 委員
 コロナ対応を行っている中、大変心苦しいところではあるが、他の委員と同様、財政状況等を考えると致し方ないと思う。
- ・ 委員
 他の委員と同様、減額については致し方ないと思う。一般職員の労使交渉次第ではあると思うが、コロナ対応を行っている職員のことを考えると少しでも増額することを望む。
- ・ 委員

	<p>他の委員と同様、改定について異論はない。</p> <p>前回配付された資料（第1回目資料2、1ページ）の中に常勤代表監査委員と常勤監査委員の報酬額の記載があるが、記載のある区とそうでない区があるのはなぜか。また、目黒区では監査委員は何名いるか。</p> <p>→ 地方自治法の規定により、住民が25万人以上の市は常勤監査委員を置くこととなっている。また、区によっては代表監査委員が常勤監査委員ではないケースもあるからである。</p> <p>目黒区では、4名の監査委員がおり、うち1名が代表常勤監査委員、1名が非常勤識見監査委員、残り2名は区議会議員選出の監査委員となっている。</p> <p>なお、監査委員については本審議会の諮問の対象外となっているが、従来から本答申に準じる形で改定を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 各委員からの意見にあったように、人事委員会勧告の内容に準じた改定に異論はないと考える。 <p>4 会長から、今後の進め方について説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 本日の審議結果を踏まえて、答申案のたたき台を事務局に作成していただき、次回改めてお示しすることとしたい。その上で答申を確定し、労使交渉の妥結状況を踏まえて、区長へ答申する段取りとしたいがいかがか。 ・ 委員 答申案については次回の審議会当日に示されるという認識でよいか。 → その通りである。 ・ 会長 その他、意見等はあるか。 (委員から「異議なし」の声) ・ 会長 第3回の審議会は11月19日（金）午後3時から、この会場で開催する。 <p>5 会長から閉会の宣言があった。</p>
--	---